

陸上交通様式第1（日本工業規格A列4番）

始 地 公 第 号
令和5年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 始良市地域公共交通会議
住 所 鹿児島県始良市宮島町25番地
代表者氏名 会長 湯元 敏浩

生活交通確保維持改善計画変更届出書

令和4年9月28日付け国総地第46号で国土交通大臣より認定された生活交通確保維持改善計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
令和 年 月 日
- 変更箇所
別紙「生活交通確保維持改善計画 変更箇所抜粋資料」のとおり。
- 変更理由
上名地区予約型乗合タクシー運行事業の運行事業者の変更

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

生活交通確保維持改善計画 変更箇所抜粋資料

※ 変更箇所は新旧対照表をご参照ください。

(新旧対照表) 生活交通確保維持改善計画 変更箇所

変更後	変更前	備考
<p>【 P1 右上日付 】 令和4年6月28日 令和4年8月31日変更 (令和5年 月 日変更)</p>	<p>【 P1 右上日付 】 令和4年6月28日 令和4年8月31日変更</p>	<p>※公共交通会議 で承認された日 を記載するもの とする。</p>
<p>【P3】 4. 地域公共交通確保維持事業により 運行を確保・維持する運行系統の概 要及び運行予定者 (2) 運行事業者の決定の経緯 ⑤上名地区予約型乗合タクシー・ ・有限会社あいら交通 本文中、事業者は、<u>有限会社あいら交 通のみ</u>であることから、</p>	<p>【P3】 4. 地域公共交通確保維持事業により 運行を確保・維持する運行系統の概 要及び運行予定者 (2) 運行事業者の決定の経緯 ⑤上名地区予約型乗合タクシー・ ・有限会社安田タクシー 本文中、事業者は、<u>有限会社安田タ クシーのみ</u>であることから、</p>	
<p>【P6】 6. 補助金の交付を受けようとする 補助対象事業者の名称 上名地区予約型乗合タクシー・ ・有限会社あいら交通</p>	<p>【P6】 6. 補助金の交付を受けようとする 補助対象事業者の名称 上名地区予約型乗合タクシー・ ・有限会社安田タクシー</p>	
<p>【P8】 20. 協議会の開催状況と主な議論 令和4年6月22日(水)に開催し た令和4年度第1回始良市地域公共 交通会議において、本計画について 合意が得られた。 令和4年8月31日(水)に開催し た令和4年度第2回始良市地域公共 交通会議(書面協議)において、本 計画の変更について合意が得られ た。 令和5年1月16日(月)に開催し た令和4年度第3回始良市地域公共 交通会議(書面協議)において、本 計画の変更について合意が得られ た。 令和5年 月 日()に開催し た令和4年度第4回始良市地域公共 交通会議(書面協議)において、本 計画の変更について合意が得られ た。</p>	<p>【P8】 20. 協議会の開催状況と主な議論 令和4年6月22日(水)に開催し た令和4年度第1回始良市地域公共 交通会議において、本計画について 合意が得られた。 令和4年8月31日(水)に開催し た令和4年度第2回始良市地域公共 交通会議(書面協議)において、本 計画の変更について合意が得られ た。 令和5年1月16日(月)に開催し た令和4年度第3回始良市地域公共 交通会議(書面協議)において、本 計画の変更について合意が得られ た。</p>	

変更後	変更前	備 考
<p>【P10】 表 1 地域公共交通確保維持事業により 運行を確保・維持する運行系統の概要 及び運行予定者（地域内フィーダー系 統） 運行予定者名：有限会社あいら交通</p>	<p>【P10】 表 1 地域公共交通確保維持事業により 運行を確保・維持する運行系統の概要 及び運行予定者（地域内フィーダー系 統） 運行予定者名：有限会社安田タクシー</p>	
<p>【P11】 時刻表 運行事業者：有限会社あいら交通</p>	<p>【P11】 時刻表 運行事業者：有限会社安田タクシー</p>	

令和4年6月28日

(令和4年8月31日変更)

(令和5年1月16日変更)

(令和5年 月 日変更)

始良市地域公共交通会議

0. 生活交通確保維持改善計画の名称

始良市生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

始良市においては、国道10号沿いに運行する鉄道及び幹線バスを軸として、市域内の広範囲に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより公共交通網が構成されている。

コミュニティバスは平成22年3月における3町合併以前から運行しており、市街地と中山間地域を結ぶ「生活の足」として、日常生活に不可欠な移動手段となっているが、ライフスタイルの多様化や少子高齢化等により利用者は年々減少し、収支悪化により市の財政負担は増加している等大きな課題を抱えている。

そこで、本市は平成29年3月に、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系の実現に向けて、「始良市地域公共交通網形成計画」を策定し、将来像の実現に向けた施策・事業に取り組んできた。

令和4年3月に計画の最終年を迎えたため、同年3月に、本市の総合的・長期的な計画である「第2次始良市総合計画」に基づく、本市が取り組む様々な計画を踏まえた上で、まちづくりと連携し、持続可能な地域公共交通の構築に向けて一体的に取り組むことを目的に「始良市地域公共交通計画」を策定し、平成31年3月に策定した「始良市立地適正化計画」においても同様に位置づけられている。

特に、コミュニティバスの利用が少ない地域へは、新たな移動手段として、平成30年10月から始良市蒲生町新留地区において、令和元年10月からは蒲生町大山地区及び蒲生町久末地区高牧集落において、予約型乗合タクシーの本格運行を開始した。さらに、令和2年10月からは上名地区、加治木町中野地区、竜門校区、永原校区においても予約型乗合タクシーの本格運行を開始し、高齢者や体の不自由な方への移動手段を拡充するとともに、地域住民の利便性の向上を図っているところである。

令和4年4月からは、バス路線が廃線になる地域の北山校区(木津志地区・木場地区)において、予約型乗合タクシーの導入及び予約型乗合タクシーの導入に伴うコミュニティバスの路線見直しを行い、市民の移動手段を確保し、地域住民の利便性の向上を図っているところである。

また、令和4年11月から地域間幹線が廃止になり公共交通空白地となる地域に、コミュニティバスを導入することによって、市民の移動手段を確保し、地域住民の利便性の向上を図っていく予定である。

このようなことから、今後もコミュニティバスを維持・改善・確保することを目的に、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用するものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

目標値：運行収支率(運賃収入額を運行経費で除したもの)

路線名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新留地区予約型乗合タクシー	19.5%	20.0%	20.5%
大山地区予約型乗合タクシー	10.0%	10.5%	11.0%
久末地区高牧集落予約型乗合タクシー	19.0%	19.5%	20.0%
上名地区予約型乗合タクシー	10.0%	10.5%	11.0%
永原校区予約型乗合タクシー (菖蒲谷・嶽方面)	10.5%	11.0%	11.5%
永原校区予約型乗合タクシー (辺川方面)	5.5%	6.0%	6.5%
竜門校区予約型乗合タクシー (市来原・迫・西浦方面)	15.0%	15.5%	16.0%
中野地区予約型乗合タクシー	18.0%	18.5%	19.0%
北山校区(木津志方面)予約型乗合タクシー	10.0%	10.5%	11.0%
北山校区(木場方面)予約型乗合タクシー	10.0%	10.5%	11.0%

目標値：対象路線の1便当たりの目標乗車人数

路線名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ふるさとバス蒲生・春花線(西回り)	2.0人/便	2.1人/便	2.2人/便
蒲生地区巡回バス(蒲生・山田・帖佐線)	2.0人/便	2.1人/便	2.2人/便
加治木地区循環バス(循環線)	2.0人/便	2.1人/便	2.2人/便
ふるさとバス蒲生・春花線(東回り)	2.0人/便	2.1人/便	2.2人/便
重富地区循環バス(重富駅・始良ニュータウン線)	2.0人/便	2.1人/便	2.2人/便

(2) 事業の効果

地域内フィーダー路線を維持することにより、該当地区に居住する高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、幹線・支線のネットワークが連携することで、市街地及び隣接する市町へのアクセス手段が確保され、外出の促進・地域間交流の活性化につながることを期待される。

3. 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 利用促進を図るための地域住民との座談会の開催(始良市)
- 利用促進を図るためにスタンプラリーイベントの実施(始良市)
- 市報やあいらびゅーFM(コミュニティラジオ放送)で公共交通についての情報周知(始良市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

(1) 予定している時刻・運行予定期間

別紙時刻表(申請番号1~16)参照

(2) 運行事業者の決定の経緯

- ① ふるさとバス蒲生・春花線(西回り)・・・有限会社あいら交通
当該地区において、国土交通大臣の運行許可を取得し、一般乗合旅客自動車運送事業を行っている事業者は有限会社あいら交通のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
- ② 新留地区予約型乗合タクシー・・・第一交通株式会社
新留地区において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、第一交通株式会社のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
- ③ 大山地区予約型乗合タクシー・・・第一交通株式会社
大山地区において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、第一交通株式会社のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
- ④ 久末地区高牧集落予約型乗合タクシー・・・第一交通株式会社
久末地区高牧集落において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、第一交通株式会社のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
- ⑤ 上名地区予約型乗合タクシー・・・**有限会社あいら交通**
上名地区において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、**有限会社あいら交通**のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
- ⑥ 永原校区予約型乗合タクシー(菖蒲谷・嶽方面)・・・第一交通株式会社
永原校区(菖蒲谷・嶽方面)において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、第一交通株式会社のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
- ⑦ 永原校区予約型乗合タクシー(辺川方面)・・・有限会社あいら交通
永原校区(辺川方面)において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、有限会社あいら交通のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
- ⑧ 竜門校区予約型乗合タクシー(市来原・迫・西浦方面)・・・第一交通株式会社
竜門校区(市来原・迫・西浦方面)において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、第一交通株式会社のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
- ⑨ 中野地区予約型乗合タクシー・・・第一交通株式会社
中野地区において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)

を得て本市の委託業務を行える事業者は、第一交通株式会社のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

- ⑩ 蒲生地区巡回バス(蒲生・山田・帖佐線)・・・南国交通株式会社
当該地区において、一般乗合旅客自動車運送事業を行える事業者は南国交通株式会社のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
- ⑪ 加治木地区循環バス(循環線)・・・鹿児島交通株式会社
当該地区において、国土交通大臣の運行許可を取得し、一般乗合旅客自動車運送事業を行える事業者は鹿児島交通株式会社のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
- ⑫ 北山校区(木津志線)予約型乗合タクシー・・・有限会社あいら交通
北山校区(木津志方面)において、今後、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、有限会社あいら交通のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
- ⑬ 北山校区(木場線)予約型乗合タクシー・・・有限会社あいら交通
北山校区(木場方面)において、今後、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、有限会社あいら交通のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
- ⑭ ふるさとバス蒲生・春花線(東回り)・・・有限会社あいら交通
当該地区において、国土交通大臣の運行許可を取得し、一般乗合旅客自動車運送事業を行っている事業者は有限会社あいら交通のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
- ⑮ 重富地区循環バス(重富駅・始良ニュータウン線)・・・鹿児島交通株式会社
当該地区において、国土交通大臣の運行許可を取得し、一般乗合旅客自動車運送事業を行える事業者は鹿児島交通株式会社のみであり、11 月から地域間幹線が廃線になることに伴い、引き続きコミュニティバスとして運行できる委託業者は、鹿児島交通株式会社のみであることから、本事業者を運行事業者とする予定である。

(3)地域内フィーダー系統の補足(既存交通や地域間幹線交通との関係や、整合性を図っている旨(要綱別表7のハ)の説明等)

- ① ふるさとバス蒲生・春花線(西回り)
当該路線は地域間幹線系統が運行する国道 10 号へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。
- ② 新留地区予約型乗合タクシー
当該路線の他に重複する路線はない。さらに、当該路線は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第 32 条の適用される要件に該当する過疎地域を運行し、南国交通株式会社が運行する地域間交通ネットワークに接続する路線となる。
- ③ 大山地区予約型乗合タクシー
当該路線は、他に重複する路線はない。さらに、当該路線は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第 32 条の適用される要件に該当する過疎地域を運行し、南国交通株式会社が運行する地域間交通ネットワークに接続する路線となる。

- ④ 久末地区高牧集落予約型乗合タクシー
当該路線は、他に重複する路線はない。さらに、当該路線は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第32条の適用される要件に該当する過疎地域を運行し、南国交通株式会社が運行する地域間交通ネットワークに接続する路線となる。
- ⑤ 上名地区予約型乗合タクシー
当該路線は、他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。
- ⑥ 永原校区(菖蒲谷・嶽方面)予約型乗合タクシー
当該路線は、他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。
- ⑦ 永原校区(辺川方面)予約型乗合タクシー
当該路線は、他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。
- ⑧ 竜門校区(市来原・迫・西浦方面)予約型乗合タクシー
当該路線は、他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。
- ⑨ 中野地区予約型乗合タクシー
当該路線は、他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。
- ⑩ 蒲生地区巡回バス(蒲生・山田・帖佐線)
当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。
- ⑪ 加治木地区循環バス(循環線)
当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号へも接続し、市内から市外への移動も行える路線となる。
- ⑫ 北山校区(木津志方面)予約型乗合タクシー
当該路線は既存路線である「ふるさとバス(木津志線)」を廃止し、中山間地区の代替手段として導入した路線であり、この他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。
- ⑬ 北山校区(木場方面)予約型乗合タクシー
当該路線は、南国交通の自主運行路線である「木場線」の廃線に伴い、代替手段として導入した路線であり、この他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

<p>⑭ ふるさとバス蒲生・春花線(東回り) 当該路線は、「ふるさとバス(木津志線)」を廃止し、中山間地域に新たにデマンド交通を導入することに伴い、路線の見直した路線であり、この他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。</p> <p>⑮ 重富地区循環バス(重富駅・始良ニュータウン線) 当該路線は、地域間幹線系統が運行する国道10号へも接続し、市内から市外への移動も行える路線となる。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>運行事業者への委託料については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を委託料として支払うこととしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ ふるさとバス蒲生・春花線(西回り)・・・有限会社あいら交通 ■ 新留地区予約型乗合タクシー・・・第一交通株式会社 ■ 大山地区予約型乗合タクシー・・・第一交通株式会社 ■ 久末地区高牧集落予約型乗合タクシー・・・第一交通株式会社 ■ 上名地区予約型乗合タクシー・・・有限会社あいら交通 ■ 永原校区(菖蒲谷・嶽方面)予約型乗合タクシー・・・第一交通株式会社 ■ 永原校区(辺川方面)予約型乗合タクシー・・・有限会社あいら交通 ■ 竜門校区(市来原・迫・西浦方面)予約型乗合タクシー・・・第一交通株式会社 ■ 中野地区予約型乗合タクシー・・・第一交通株式会社 ■ 蒲生地区巡回バス(蒲生・山田・帖佐線)・・・南国交通株式会社 ■ 加治木地区循環バス(循環線)・・・鹿児島交通株式会社 ■ 北山校区(木津志方面)予約型乗合タクシー・・・有限会社あいら交通 ■ 北山校区(木場方面)予約型乗合タクシー・・・有限会社あいら交通 ■ ふるさとバス蒲生・春花線(東回り)・・・有限会社あいら交通 ■ 重富地区循環バス(重富駅・始良ニュータウン線)・・・鹿児島交通株式会社
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められたシステムの概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認められた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

1. ふるさとバス蒲生・春花線(東・西回り)

ふるさとバス(春花線)を旧蒲生町まで延伸し、ふるさとバス(蒲生・春花線)として運行することで交通不便地域の解消となったが、既存のバス車両は平成8年2月から使用しており、総走行距離が110万キロメートルを超える等、耐用年数を大幅に過ぎている。さらに、車両入口に段差があるため乗降の際に不安であることから、バス使用は控えていると利用者の声も多かった。このようなことから、安全な輸送を確保するために、低床バス車両(ノンステップ型)を令和元年9月に取得した。

2. 蒲生地区巡回バス(蒲生・山田・帖佐線)

蒲生地区巡回バス(蒲生・山田・帖佐線)は少子高齢化が進んだ中山間地域を主に運行するため、利用者も高齢者が主になる。運行地域の高齢者を対象に座談会を開催したところ、「車両入口の段差(階段)があるため乗降の際に不安である。」との声が多く聞かれた。このようなことから、安全な輸送を確保するために、低床バス車両(ノンステップ型)を令和3年9月に取得した。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1)事業の目標

1. ふるさとバス蒲生・春花線(東・西回り)

導入車両 低床バス車両(ノンステップ型) ※26人乗り

導入時期 令和元年9月(同月運行開始)

1便当たりの目標乗車人数は以下のとおりとする。

令和5年度…2.0人/便 令和6年度…2.1人/便 令和7年度…2.2人/便

2. 蒲生地区巡回バス(蒲生・山田・帖佐線)

導入車両 低床バス車両(ノンステップ型) ※26人乗り

導入時期 令和3年9月(同月運行開始)

1便当たりの目標乗車人数は以下のとおりとする。

令和5年度…2.0 人/便 令和6年度…2.1 人/便 令和7年度…2.2 人/便
(2)事業の効果
低床型の車輛を導入することで、足腰に不安のあった高齢者等の利用につながり、運行収支の改善につながることを期待できる。
15. 車輛の取得計画の概要及び車輛の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【 <u>車輛減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車輛購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付 ※なお、始良市から運行事業者への購入費用については、国庫補助金を差し引いた差額分を支払うこととしている。
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車輛の代替による費用削減等の内容、代替車輛を活用した利用促進策) 【 <u>公有民営方式車輛購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
令和4年6月22日(水)に開催した令和4年度第1回始良市地域公共交通会議において、本計画について合意が得られた。 令和4年8月31日(水)に開催した令和4年度第2回始良市地域公共交通会議(書面協議)において、本計画の変更について合意が得られた。 令和5年1月16日(月)に開催した令和4年度第3回始良市地域公共交通会議(書面協議)において、本計画の変更について合意が得られた。 <u>令和5年 月 日()に開催した令和4年度第4回始良市地域公共交通会議(書面協議)において、本計画の変更について合意が得られた。</u>
21. 利用者等の意見の反映状況
当該路線の沿線となる地域住民と、公共交通に関する座談会やアンケート調査・バスへ乗り込み調査を実施し、本計画に関する意見を聴取した結果、新規路線沿線に居住する住民から計画のとおり路線が新設されれば、利用したいとの意見が多くあった。 さらに、公共交通会議での利用者代表者(身体障害者協会、老人クラブ連合会等)や市民の方から、バ

ス車両への乗降のしやすさを求める声が多くあったため、令和3年9月に低床バス車両(ノンステップバス)を導入した。路線バスの廃止に伴い、中山間地区の代替手段として、デマンド交通を導入し、また、コミュニティバスの停留所増設・運行日・運行曜日の見直しを実施している。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	鹿児島県
関係市区町村	始良市
交通事業者・交通施設管理者等	南国交通株式会社 鹿児島交通株式会社 有限会社あいら交通 第一交通株式会社 有限会社安田タクシー 鹿児島国道事務所 始良警察署
地方運輸局	九州運輸局鹿児島運輸支局
その他協議会が必要と認める者	始良市商工会 始良市観光協会 利用者代表者等 JR九州 社会福祉協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 鹿児島県始良市宮島町 25 番地

(所属) 始良市企画部地域政策課

(氏名) 野元 政春

(電話) 0995-66-3111(内線 244)

(e-mail) seisaku@city.aira.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統		系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特別措置	運送継続 特別措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地						終点	運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7等)
始良市	(有)あいら交通	(1) ふるさとバス・蒲生・春花線 (西回り)	帖佐駅	春花	くすくす館	往 8.8 km 復 8.8 km	296日	740回		路線定期	①	③
	(有)あいら交通	ふるさとバス・蒲生・春花 (東回り)	くすくす館	春花・松原下	帖佐駅	往 13.7 km 復 13.7 km	296日	148回		路線定期	①	③
	第一交通(株)	(3) 新留地区予約型乗合タクシー		蒲生町新留地区		往 復	100日	320回		区域	②(1)	③
	第一交通(株)	(4) 大山区予約型乗合タクシー		蒲生町大山区		往 復	100日	320回		区域	②(1)	③
	第一交通(株)	(5) 久米地区高牧乗落予約型乗合タクシー		蒲生町久米地区高牧乗落		往 復	100日	24回		区域	②(1)	③
	(有)あいら交通	(6) 上名地区予約型乗合タクシー		上名地区		往 復	101日	484回		区域	①	③
	第一交通(株)	(7) 永原校区(蒲浦谷・嶽方面)予約型乗合タクシー		永原校区(蒲浦谷・嶽方面)		往 復	147日	705回		区域	①	③
	(有)あいら交通	(8) 永原校区(辺川方面)予約型乗合タクシー		永原校区(辺川方面)		往 復	150日	720回		区域	①	③
	第一交通(株)	(9) 竜門校区(市末原・迫・西浦方面)予約型乗合タクシー		竜門校区(市末原・迫・西浦方面)		往 復	150日	720回		区域	①	③
	第一交通(株)	(10) 中野地区予約型乗合タクシー		中野地区		往 復	101日	303回		区域	①	③
	南国交通(株)	(11) 蒲生地区巡回バス(蒲生・山田・帖佐線)		くすくす館		往 復 32.4km	147日	441回		路線定期	①	③
	鹿児島交通(株)	(12) 加治木地区循環バス(循環線)		加治木総合支所		循環 32.0 km	296日	592回		路線定期	①	③
	(有)あいら交通	(13) 北山校区(本津志方面)予約型乗合タクシー		北山校区(本津志方面)		往 復	147日	705回		区域	①	③
	(有)あいら交通	(14) 北山校区(木場方面)予約型乗合タクシー		北山校区(木場方面)		往 復	100日	480回		区域	①	③
	(有)あいら交通	(15) ふるさとバス・蒲生・春花線(東回り)		帖佐駅	高樋	往 11.9 km 復 11.9 km	296日	888回		路線定期	①	③
	鹿児島交通(株)	(16) 蒲生地区循環バス(蒲生・始良ニュータウン線)		始良ニュータウン駅前	高樋	循環 20.0 km	227日	1362回		路線定期	①	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」及び「運送継続特別措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ○を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかにて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

上名地区予約型乗合タクシー

申請番号6

上名地区

上名地区内であれば、ご自宅等で乗降できます。

市街地（10か所）

運行日

毎週 **火・金** 曜日運行

※祝日・12/31～1/2は運休

料金

大人 200円

予約：0995-66-2306（[あいら交通](#)）

令和5年4月1日から事業者が変わります。

※令和5年3月31日までの予約・運行は有限会社安田タクシー（0995-65-3145）です。

乗降場所	第1便	第3便	第5便	第2便	第4便	第6便
上名地区	8:30頃	11:00頃	13:00頃	10:51頃	12:51頃	15:21頃
山田地区公民館	8:55	11:25	13:25	10:26	12:26	14:46
山田校区コミュニティ協議会	8:57	11:27	13:27	10:24	12:24	14:44
三叉コミュニティセンター前	9:00	11:30	13:30	10:21	12:21	14:41
徳重医院	9:08	11:38	13:38	10:13	12:13	14:43
ウチノ病院	9:12	11:42	13:42	10:09	12:09	14:39
ウチノ始良前	9:14	11:44	13:44	10:07	12:07	14:37
AJ-プ あいら店前	9:15	11:45	13:45	10:06	12:06	14:36
始良市役所（本庁）	9:18	11:48	13:48	10:03	12:03	14:33
変電所前	9:19	11:49	13:49	10:02	12:02	14:32
J R 帖佐駅	9:21	11:51	13:51	10:00	12:00	14:30
予約締切	前日の 17:00 まで	10:00 まで	12:00 まで	9:00 まで	11:00 まで	13:00 まで